

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 同上

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 法人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）又は保留地の対価（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。）を取得した場合を含む。）において、当該法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換又は交換（以下次条までにおいて「換地処分等」という。）により取得した資産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（第五項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 土地等につき土地改良法による土地改良事業、農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第八号の事業が施行された場合において、当該土地等に係る交換により土地等を取得するとき。

一 同 上

二 土地等につき土地改良法による土地改良事業、農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は緑資源公団法第十八条第一項第八号の事業が施行された場合において、当該土地等に係る交換により土地等を取得するとき。

三 同 上

四 土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業、独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業又は大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等又は土地区画整理法第九十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を関する権利を取得するとき。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡に

より取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超過、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十四までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年ににおける譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇十八 省略

十九 石油公団法第十九条第一項第六号の国家備蓄石油の管理に必要な施設で政令で定めるものの用に供するために土地等が石油公団に買い取られる場合

二十一 省略

二十三 土地等につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第四号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る

同法の権利変換により同法第七十五条の規定による補償金（当該法人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき又は当該土地等が同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求（当該法人にやむを得ない事情があつたと認められる場合として政令で定める場合にされたものに限る。）により買

。) により買い取られたとき。

二十一四～二十六省略

取られたとき。
二十一四～二十六同上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の五 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産

(以下この項において「交換取得資産」という。) の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額) が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えるかつ、当該農業生産法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十四までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円(当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額(第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)があるときは、当該金額を控除した金額)とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合(前条第一項第二十六号の規定の適用がある場合を除く。)

二十一四省略

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 法人(清算中の法人を除く。以下この款において同じ。)が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで(次の表の第二十一号の上欄

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の五 同上

取られたとき。
二十一四～二十六同上

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合(前条第一項第二十六号の規定の適用がある場合を除く。)

二十一四同上

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 法人(清算中の法人を除く。以下この款において同じ。)が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで(次の表の第二十一号の上欄

欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の八十分に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内における事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該事業年度終了の時において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内における事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の八十分（同表の第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十）に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

		譲渡資産	買換資産
二・十五 省略		<p>一 次に掲げる区域（政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。）内にある事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又はその敷地の用に供されている土地等の敷地の用に供されている土地等で、平成三年三月三十一日以前に当該法人により取得がされたこれらの資産（平成十四年一月一日以後に譲渡がされるものにあつては当該法人により取得がされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。第二十二号において同じ。）が十年を超えるものとし、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p> <p>イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地</p> <p>ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域</p> <p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>	<p>既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある次に掲げる資産</p> <p>イ 土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（以下この号、第五号及び第十三号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）</p> <p>ロ 建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）</p>
省略			

		譲渡資産	買換資産
二・十五 同上		<p>一 次に掲げる区域（政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。）内にある事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又はその敷地の用に供されている土地等の敷地の用に供されている土地等で、平成三年三月三十一日以前に当該法人により取得がされたこれらの資産（平成十四年一月一日以後に譲渡がされるものにあつては当該法人により取得がされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。以下この表において同じ。）が十年を超えるものとし、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p> <p>イ 同上</p> <p>ロ 同上</p> <p>ハ 同上</p>	<p>同上</p> <p>イ 同上</p> <p>ロ 同上</p>
同上			

十六 次に掲げる区域（以下この号において「農用地区域等」という。）内にある土地等又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの

イ 農業振興地域の整備に関する法律第
法律第八条第一項の農業振興地
域整備計画において同条第二項
第一号の農用地区域として定め
られている区域

ロ 沖縄県の区域のうち農業振興
地域の整備に関する法律第四条
第一項の農業振興地域整備基本
方針において農業振興地域とし
て指定することを相当とする地
域として定められている地域（
）内にある同法第三条の農用地
等の区域

十七～十九 省略

二十 削除

農業振興地域の整備に関する法律第
二十三條に規定する勧告に係る協議、
調停若しくはあつせん若しくは當
該あつせんに準ずる農業委員会のあ
つせんにより取得をする農用地区域
等内にある土地等、当該土地等の當
該あつせんに準ずる農業委員会のあ
つせんにより取得をする農用地区域
等の当該取得若しくは第六十五条第一項第
二号に規定する交換による取得に伴
い農業委員会のあつせんにより取得
をされる果樹で当該土地等に生立す
るもの、第六十五条の五第一項第二
号に規定する農用地利用集積計画の
定めるところにより取得をする農用
地区域等内にある土地等又は土地改
良法第八十七条の二第一項の規定に
より国が行う同項第二号の事業によ
り造成された埋立地若しくは干拓地
の区域内にある土地等

省略

十六 同上

イ 同上

農業振興地域の整備に関する法律第
二十三條第一項に規定する勧告に係
る協議、調停若しくはあつせん若しく
は當該あつせんに準ずる農業委員会の
あつせんにより取得をする農用地区域
等の当該取得若しくは第六十五条第一
項第二号に規定する交換による取
得に伴い農業委員会のあつせんによ
り取得をされる果樹で当該土地等に
生立するもの、第六十五条の五第一
項第二号に規定する農用地利用集積
計画の定めるところにより取得をす
る農用地区域等内にある土地等又は
土地改良法第八十七条の二第一項の
規定により国が行う同項第二号の事
業により造成された埋立地若しくは
干拓地の区域内にある土地等

ロ 同上

農業振興地域の整備に関する法律第
二十三條第一項に規定する勧告に係
る協議、調停若しくはあつせん若しく
は當該あつせんに準ずる農業委員会の
あつせんにより取得をする農用地区域
等の当該取得若しくは第六十五条第一
項第二号に規定する交換による取
得に伴い農業委員会のあつせんによ
り取得をされる果樹で当該土地等に
生立するもの、第六十五条の五第一
項第二号に規定する農用地利用集積
計画の定めるところにより取得をす
る農用地区域等内にある土地等又は
土地改良法第八十七条の二第一項の
規定により国が行う同項第二号の事
業により造成された埋立地若しくは
干拓地の区域内にある土地等

十七～十九 同上

二十 国内にある土地等、建物又は
構築物で、イからハまでに掲げる
法人により取得をされた日から引
き続き所有されていたこれらの資
産のうち所有期間が十年を超える
もの（それぞれイからハまでに規
定する事業再構築計画の定めると
ころにより譲渡をされるものに限
るものとし、イ又はハに掲げる法
人があつては、その譲渡の日前一

農業振興地域の整備に関する法律第
二十三條第一項に規定する勧告に係
る協議、調停若しくはあつせん若しく
は當該あつせんに準ずる農業委員会の
あつせんにより取得をする農用地区域
等の当該取得若しくは第六十五条第一
項第二号に規定する交換による取
得に伴い農業委員会のあつせんによ
り取得をされる果樹で当該土地等に
生立するもの、第六十五条の五第一
項第二号に規定する農用地利用集積
計画の定めるところにより取得をす
る農用地区域等内にある土地等又は
土地改良法第八十七条の二第一項の
規定により国が行う同項第二号の事
業により造成された埋立地若しくは
干拓地の区域内にある土地等

同上

年以内のいずれかの時において産

業活力再生特別措置法第十七条第三項第一号に規定する特定業種に属する事業以外の事業の用に専ら供されていたものを除く。)

イ 産業活力再生特別措置法の施

行の日から平成十五年三月三十

一日までの期間（以下この号に

おいて「特定期間」という。）

内に同法第三条第一項に規定す

る事業再構築計画（同法第一條

第二項第一号に規定する事業構

造変更及び同項第二号に規定す

る事業革新について計画が定め

られているものに限る。ロにお

いて同じ。）に係る同法第三条

第一項の認定（同法第四条第一

項の認定を含む。以下この号に

おいて同じ。）を受け、かつ、

同法第十七条第三項の確認（同

項第一号に該当するものとして

受けたものに限る。ハにおいて

同じ。）を受けた法人

ロ 特定期間内に産業活力再生特

別措置法第三条第一項に規定す

る事業再構築計画に係る同項の

認定を受け、かつ、同法第十七

条第三項の確認（同項第二号に

該当するものとして受けたもの

に限る。）を受けた法人

ハ 特定期間に産業活力再生特

別措置法第三条第一項に規定す

る事業再構築計画（同法第一條

二十四 省略	二十一・二十二 省略	二十三 船舶（内航海運組合法第五十八条において準用する同法第十ニ条の規定による国土交通大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人により行われるものであることその他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）	省略	
--------	------------	---	----	--

二十四 同上	二十一・二十二 同上	二十三 船舶（内航海運組合法第五十八条において準用する同法第十ニ条の規定による国土交通大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人により行われるものであることその他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）	同上	
同上	同上			

15 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。

一 省略

二 取得には、建設及び製作を含むものとし、第一項の表の第一号及び第二十二号の上欄の場合を除き、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

三・四 省略

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
(前条第一項の表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の期間（次項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をできるものとして、同日以後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第四項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算

一 同上

二 取得には、建設及び製作を含むものとし、第一項の表の第一号、第二十号及び第二十二号の上欄の場合を除き、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

三・四 同上

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
(前条第一項の表の第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。)の期間（次項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日以後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第四項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算

した金額の百分の八十に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

257 省略

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十五条の七第一項の表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

(共同で現物出資をした場合の課税の特例)

第六十六条 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に

257 同上

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第二十二号の上欄に掲げる資産については平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

(共同で現物出資をした場合の課税の特例)

第六十六条 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三条第一項に

きその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（同表の第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。次項において同じ。）に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第五十五条第一項又は第九項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金の額に算入する。

254 省略

5 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式又は出資について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式又は出資の取得価額に算入しない。

（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十六条の六 省略

2 省略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若し

規定する事業再構築計画（同法第一条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。以下この項において「共同計画に係る認定」という。）を受けたもの（同法第十七条第四項の確認を受けたものに限るものとし、新事業創出促進法第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条及び第四条の規定により、共同計画に係る認定を受けた同項に規定する特定会社に該当するものを含む。以下この項において「特定事業法人」という。）が、同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該共同計画に係る認定に係る他の特定事業法人と共同して当該事業再構築計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該事業再構築計画に係る当該特定事業法人及び当該他の特定事業法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該資産の出資その他当該設立のための出資により当該特定事業法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資の金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式（出資を含むものとし、第五十五条第一項又は第九項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、その取得をした事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金の額に算入する。

254 同上

5 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十六条の六 同上

2 同上

3 同上

くは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のそこの該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第一項各号に掲げる内國法人、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）二 当該特定外國子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つていての場合として政令で定める場合

二 省 略

4・5 省 略

第六十六条の八 省 略

2 省 略

3 内國法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）からその有する特定外國子会社等の第六十六条の六第一項に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。）の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内國法人の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内國法人の前五年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。

一・二 省 略

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適

二 同 上

4・5 同 上

第六十六条の八 同 上

2 同 上

3 同 上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内國法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）二 その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つていての場合として政令で定める場合

一・二 同 上

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適

格分社型分割等」という。) 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前五年内事業年度(適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。次項において同じ。) の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。次項において同じ。) の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

457 省略

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人(清算中のものを除く。) で次の各号に掲げるものが、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの(以下この条において「試験研究用資産」という。) を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円(当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額(既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額)を超える場合には、その超える金額)を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

1-1 省略

457 同上

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人(清算中のものを除く。) で次の各号に掲げるものが、平成十五年三月三十一日までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの(以下この条において「試験研究用資産」という。) を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円(当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額(既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額)を超える場合には、その超える金額)を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

1-1 同上

三 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第二条第五項第六号に掲げる者は同法第九条第一項に規定する商工組合等若しくは同法第二十五条第一項に規定する商工組合等 同法第七条第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等計画において定められている同条第二項第三号に規定する特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発の措置として行う試験研究の用に直接供する固定資産若しくは同法第九条第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等円滑化計画において定められている同条第一項に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産又は同法第二十三条第四項の承認に係る同条第一項に規定する進出計画において定められる同条第二項第三号に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事

格分社型分割等」という。) 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前五年内事業年度(適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいう。次項において同じ。) の課税済留保金額又は個別課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

業として行う試験研究の用に直接供する固定資産若しくは同法第二十五条第四項の承認に係る同条第一項に規定する進出円滑化計画において定められている同項に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第二項に規定する組合等 同法第四条第一項の認定に係る同項に規定する研究開発等事業計画において定められている同法第二条第四項に規定する研究開発等事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

三 省略

254 省略

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一～三 省略

四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金
五 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産とするための同法第六十二条第一項に規定する負担金

六 省略
2 省略

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第一条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）
第六十六条の十一の二

四 金属鉱業事業團に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金

一～三 同上
2 同上

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

五 食品流通構造改善促進法第二条第二項に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第四条第五項の認定に係る同項に規定する新技術研究開発事業に関する計画において定められている同法第二条第六項に規定する新技术研究開発事業として行う試験研究の用に直接供する固定資產
254 同上

の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

2 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第一条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項第三号中「の額」とあるのは、「（）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額」とする。

3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものと除く。）をいう。

4 省略

5 国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかるらず、第三項の認定は、その効力を失う。

6 国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。

7 国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。

8 国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示

法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項第三号中「の額」とあるのは、「（）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額」とする。

2 前項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものと除く。）をいう。

4 同上

5 国税庁長官は、第二項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかるらず、第二項の認定は、その効力を失う。

6 国税庁の当該職員又は第二項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。

7 国税庁長官は、第二項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。

8 国税庁長官は、第二項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示

した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(欠損金の繰越期間の特例)

第六十六条の十二 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第一条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。）、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同法第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同法第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十一条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産等を行った日を含む事業年度（以下この項において「廃棄事業年度」という。）があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「設備廃棄等による欠損金額」という。）があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として、同項及び同法第十九項の規定を適用する。ただし、当該廃棄事業年度において、当該設備廃棄等による欠損金額につき同法第八十条第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄）に該当するものという。以下この項において同じ。）を行つた場合（事業者が設備の廃棄等を行つた場合）において、当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度（以下この項において「廃棄事業年度」という。）の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「設備廃棄等による欠損金額」という。）があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として、同項及び同法第十九項の規定を適用する。ただし、当該廃棄事業年度において、当該設備廃棄等による欠損金額につき同法第八十条第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

(欠損金の繰越期間の特例)

第六十六条の十二 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第一条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。）を受けたもの（同法第十七条第五項の確認を受けたものに限る。）が、同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産等を行つた日を含む事業年度（以下この項において「廃棄事業年度」という。）の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「設備廃棄等による欠損金額」という。）があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として、同項及び同法第十九項の規定を適用する。ただし、当該廃棄事業年度において、当該設備廃棄等による欠損金額につき同法第八十条第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

つき同法第八十条第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

2・3 省略

4 法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「この項又は第六項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十二第四項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第五項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「前項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、「同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第四項まで及び第十項の規定を適用する。

5 法人税法第五十七条第五項に規定する適格合併等が行われた場合において当該適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の法人（以下この項において「設備廃棄等法人」という。）」と、「当該内国法人との」とあるのは「当該設備廃棄等法人との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該設備廃棄等法人を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該設備廃棄等法人」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「当該内国法人」とあるのは「当該設備廃棄等法人」と、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該内国法人」とあるのは「により当該設備廃棄等法人」と、「この項」とあるのは「この項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第

2・3 同上

4 法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「この項又は第七項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十二第四項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第六項」とあるのは「第六項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「前項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、「同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第五項まで及び第十二項の規定を適用する。

一号中「当該内国法人」とあるのは、「当該設備廃棄等法人」と、「前五年内事業年度」とあるのは、「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは、「七年以内」と、「第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の十二第一項」の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

6 省略

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人が輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日に同法第一条第六項に規定する特定対内投資事業者に該当する場合において、当該事業年度の欠損金額（設立の日として政令で定める日以後五年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じたもので政令で定めるものに限る。以下この項において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは、「七年」として同項及び同条第九項の規定を適用し、同法第八十条（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 青色申告書を提出する法人が指定期間内に中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画に係る同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を実施する法人のうち同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者及び大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）に該当する場合において、当該認定の日を含む事業年度（その日が当該法人の設立の日として政令で定める日（以下この項において「設立の日」という。）前である場合には、当該設立の日を含む事業年度）から当該設立の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（当該各号に定める計画を実施している事業年度に限る。）において、欠損金額で政令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける欠損金額を除く。以下この項において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは、「七年」として同項及び同条第九項の規定を適用し、同法第八十条（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

一号中「当該内国法人」とあるのは、「当該設備廃棄等法人」と、「前五年内事業年度」とあるのは、「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは、「七年以内」と、「第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の十二第一項」の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

6 同上

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人が輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日に同法第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に該当する場合において、当該事業年度の欠損金額（設立の日として政令で定める日以後五年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じたもので政令で定めるものに限る。以下この項において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは、「七年」として同項及び同条第十一項の規定を適用し、同法第八十条（同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

一 指定期間内に中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画に係る同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を実施する法人で同条第一項に規定する中小企業

者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当するもの（大規模法人の子会社として政令で定めるものを除く。）同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画

3 | 前項に規定する指定期間とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの期間とする。

3 | 前項に規定する指定期間とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 | 前項第一号に掲げる法人 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措

二 | 前項第二号に掲げる法人 平成七年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

での期間

4・5 同 上

6 | 法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第二項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「この項又は第六項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十三第六項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「前項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第四項まで及び第十項の規定を適用する。

7 | 法人税法第五十七条第五項に規定する適格合併等が行われた場合において当該

6 | 法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第二項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「この項又は第七項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十三第六項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第六項」とあるのは「第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「前項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第五項まで及び第十項の規定を適用する。

適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第五項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項」に規定する法人（以下この項において「特定対内投資事業者等」という。）」と、「当該内国法人との」とあるのは「当該特定対内投資事業者等との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該特定対内投資事業者等を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該特定対内投資事業者等」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「当該内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等」と、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該内国法人」とあるのは「により当該特定対内投資事業者等」と、「この項」とあるのは「、この項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「当該内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

8 省略

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十四 法人税法第八十条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に終了する各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、**同法第八十条第四項（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）**の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、この限りでない。

一 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

二 省略

8 同上

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十四 同上

適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第六項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項各号に規定する法人（以下この項において「特定対内投資事業者等」と、同条第六項中「第一項の内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該特定対内投資事業者等を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該特定対内投資事業者等」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「当該内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等」と、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該内国法人」とあるのは「により当該特定対内投資事業者等」と、「この項」とあるのは「、この項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「当該内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

一 第四十二条の四第一項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

二 同上